

第 11 回 東京万引き防止官民合同会議 当機構・竹花理事長「常習万引・集団窃盗未然防止国際サミット」報告と提案

- 1 会議名称：第 11 回「東京万引き防止官民合同会議」※1
 - 2 開催日時：平成 27 年 11 月 25 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分まで
 - 3 開催場所：東京都千代田区隼町 1-1 グランドアーク半蔵門 3 階「華の間」
 - 4 報告内容
- 司 会：これより全国万引犯罪防止機構の竹花理事長から万引防止の国際会議に関するご報告を行っていただきます。

理事長：竹花です。

警視庁のご支援を受け今年 10 月の 26 日・27 日に米国 フロリダのボカラトン市で開催された常習万引・集団窃盗未然防止 国際サミットに行ってきました。※2

米国を代表する小売業の方々、FBI、地元警察、ネットオークションの会社の方々と万引に関する初めての討論会を実施しました。※3

FBI や小売業団体の調査によると米国の万引被害は年間 5 兆円と推測されています。※4 2000 年以降に組織的な万引犯罪が急増してきたことで、関係団体がこの 15 年でやっきになり、対策を推進していました。

話し合いの中では、いろんなことがありました。その詳細は万防機構の来年 3 月 11 日の 10 周年記念で明らかにします。※5

本日の会議では、今後日本でも考えなければいけないことを 5 点だけ簡単に紹介します。

一つ目は、米国側は万引犯罪の実態、店内での万引手口、盗品の捌き先を含めて、組織的な犯罪をかなり詳細に把握しているということです。※6

私どもがご紹介できたのは、一昨年群馬県警が摘発した組織犯罪一件のみでした。事例として公表できたのは一件だけでしたので、大変寂しい限りです。※7

二つ目は、組織的な万引犯罪を含めて、万引実態の把握はもちろん、その防御策についても、米国の小売業界が徹底した対策を取っているということです。

個々の事案はもちろんですが、その業界別やまたはその地域の小売業を通じて、さらには業界が連携しています。それはつまり競争相手企業とも連携しながら万引対策に取り組んでいるということです。このことは我が国の小売業者や協会団体にとってさらなる検討の必要性を示唆するものであります。

三つ目は、警察と小売業の万引対策についての役割分担が我が国とかなり異なっているということです。

米国では小さな万引事犯、あるいは出来心的な万引は、警察は相手にしてくれません。組織的な万引についても、相当な調査を小売業がまず行って、捌き先まで明らかにして「さあ、

これを事件にしてください」と持って行って始めて警察が動く、という実態を前提にして小売業者が対応しています。日本の小売業者がやらないような対応を米国の店舗では懸命に努力しています。

例えば、少年の場合、親を呼んで叱りつけてもらう。それぐらいのことは店舗で精いっぱいやります。

こういう小さな事案を警察にお願いしても無駄な話なんですね。たいした刑事罰を加えられるわけではないわけだし、そうしたムダを省くことを実務的な合理的な判断で進めています。その分、警察は組織的な犯罪対策に集中できるわけです。

我が国のこれまでのやり方は、警察に対しかなり負担を強いながら、いわば刑事司法全体としては、必ずしも有効な再発防止策を持たないようなやり方をこれまで漫然としてくり返してきたのではなかったか、その件について反省を迫られるものでした。

四つ目として、米国では盗品の処分先を叩くことが組織的犯罪の防止の決定的な力になっています。

インターネットオークションの最大手「eBay」という会社の役員が会議に参加して、「自らのサイトが盗品の処分先などの犯罪行為に晒されることは、社会的責任を果たしていることにはならないという観点で、盗品の処分防止の様々な工夫を凝らし警察と協力しながら未然防止と再発防止に尽力しているという報告がありました。

日本でもインターネットオークションが盗品の有力な捌き先になっているという現状を踏まえて、さらに新たな対策の必要性を感じております。※8

五つ目ですが、さらに私たちが驚かせたのが、組織的な万引の防止、処罰を容易にするための ORC（オーアールシー）法が 2008 年以降 30 の州で制定されていました。小売業者の要望が強いので、さらに多くの州で条例化が進むと思われます。※9

それとは別に、Shopkeeper's（ショップキーパーズ）法があり、これは万引被害に対する店舗側の損害賠償を容易にするための制度です。※10

残念ながら日本では、万引問題は主に、刑事事件の処理として取り扱う傾向が強かったために、万引対策の視野が必ずしも広くなかったのではないか、と思うのです。

本当に防ぐためにはどうしたらいいのか。その有効な手法を考え、もし必要であれば法制度を進めていくことが大事なのではないかということを感じさせられました。

今日お配りした「万引対策最前線・闘うリーダーたちのメッセージ集」の中には、こうした万引を防止する様々なアイデアが提供されています。

今回の会議を提供してくれた警視庁に御礼を申し上げるとともに、思いつきと思われるかもしれませんが、二つご提案させていただきます。

一つ目は、今回参加した国際サミットはとても有意義で、これ一回で終わらせるのはもったいないと思います。実はもう米国側と来年の秋は東京でやろう！と提案をして、了承してもらっています。そして、この会議はヨーロッパ、アジアからも万引対策の関わる人たちも参加をお願いしようと大いに盛り上がっています。

この話をぜひこの東京万引き防止官民合同会議に主役になっていただいで進めていただ

きたい。これが一つ目の提案です。※11

もう一つの提案は、もっと思いつきかと思われるかもしれませんが、私が真剣になっている話は、東京都安全安心まちづくり条例の万引版を作ることです。東京都では増え続ける犯罪を抑止するために、警視庁と共同して、安全安心まちづくり条例を作って、これを運用しながら大きな成果をあげてきた歴史と経験があります。

今、万引犯罪は認知件数の1割、検挙者の3人に1人が万引犯人です。この万引は単に小売業の被害の問題にとどまらず、社会の安全安心の土台を脅かす大きなひとかたまりの社会的事象です。※12

この問題を解決するためには、もちろん小売業者の皆さん方の更なる努力を要する必要があると思います。有効な万引防止機器の活用や従業員教育や警備員の活用もお願いしなければなりません。

それとともに、①今話題になっている万引者の再犯防止措置、例えば高齢者の万引犯に対する講習のあり方、青少年の万引を防ぐために彼らにどう万引の怖さを教えていくかという課題、②あるいはネットにおける盗品取引等への対策、さらには先ほど警察科学研究所の齋藤先生のご講演にもありましたが、安全安心まちづくり条例の中でもっとも有効な機能を果たした、街の人たちのパトロールというもの、これは店内においても、万引防止や非行防止の観点から、地域で計画的にやっていかなければいけないと思います。

大手は自社でやれるでしょう。でも中小のスーパーマーケット、本屋さんは万引防止のためにガードマンを雇ったりはできません。そのためには地域の力を貸す必要があるということです。

思いつきで恐縮ではありますが、是非とも二つの提案について、東京都及び警視庁が検討を開始いただくことが必要と思いましたので、一言申し述べさせていただきました。

司 会：竹花理事長、ありがとうございました。（拍手）

5 備考

※1 会場の様子 (TV 報道)



山下副総監の挨拶



竹花理事長の報告



※2 国際サミット会場の様子



※3 参加した組織・団体の説明

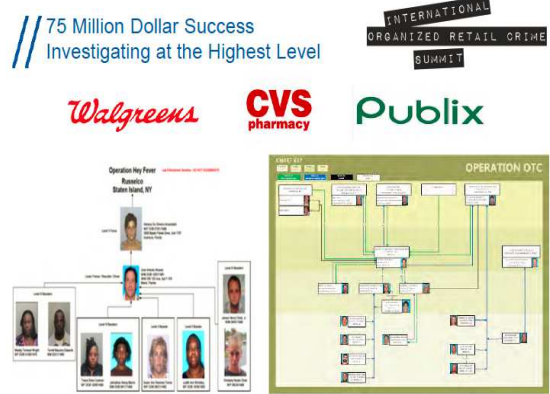
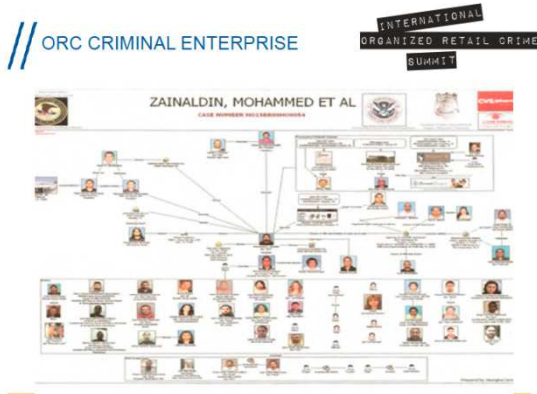


※4 全米小売業協会の National Retail Security Survey による。

※5 平成 28 年 3 月 11 日 (金) 10:00~12:30 にビックサイト会議塔大会議室で開催する当機構設立 10 周年記念セミナーで発表予定。

※6 約 70 億円の被害を出した万引組織

企業が連携して調査した物と金の流れ



※7 推定被害額 5 億円の日本の事例 (群馬県警提供)

防犯体制が脆弱な店舗を狙い大量万引が横行
中国に横流し、5 億円総被害…化粧品万引き団

ドラッグストアで化粧品類の万引きを繰り返していたとして男女のグループ 8 人が実刑判決を受けた事件で、群馬県警が関東地方の 1 都 7 県で 1098 件、約 1 億 3800 万円の被害を記録。しかし、自供では 400 件以上の店舗で万引したことを認めており、推定被害は 5 億円に及ぶとされる。さらに「あのチェーン店のゲートは意味しない、挨拶さえしないから万引し放題だった」と言っている。

組織犯罪の続き

回収した盗品を拠点に搬入
 盗品は梱包し、コインパーキングに駐車した犯行車両に残置する
 車両の駐車場所を仲介役に連絡
 盗品搬入 拠点
 買った盗品は、中国人首魁の指示で梱包し、国際メール便で中国に郵送
 買った盗品は、中国人首魁の指示で梱包し、国際メール便で中国に郵送
 買った盗品は、中国人首魁の指示で梱包し、国際メール便で中国に郵送

指図張り - 指図・見張り・おとり役
 取り子 - 商品を買物かごに入れる
 背負子 - 商品をバッグに入れ、店から持ち出す
 運転役 - 運転手、盗品運搬役

窃取対象商品の指示書
 ・張り子が警戒店員を引き離す
 ・背負子が入店し、商品を死典でバッグに詰め込む
 ・背負子が最初に店
 ・張り子が商品をカゴに入れる
 ・張り子が店員の早動を確認して退店

電磁シールド袋

※8 平成 24 年犯罪統計に見る窃盗品の主な換金先 質屋 3,061 件 (44%)、古物商 14,450 件 (106%) 商品券換金業者 945 件 (48%)、故買屋 5,012 件(93%)、インターネット・オークション業者 2,552 件(282%)。 () の数値は平成 16 年を 100%とした場合の増減状況。なお、「故買」とは盗品であることを知りながら買うこと。平成 7 年 (1995) の刑法改正後は「有償譲(ゆずり)受け」という。

※9 ORC※法は、州によって様々に異なるようであるが

< <http://www.organizedretailcrime.com/legal-repository/state-orc-laws/>>、たとえばニュージャージー州刑法典第 2C:20-11.2 条は、ORC 企図の首謀者 (leader) の処罰を、通常の窃盗の共謀罪 (conspiracy) とは別個に行う旨の規定となっている

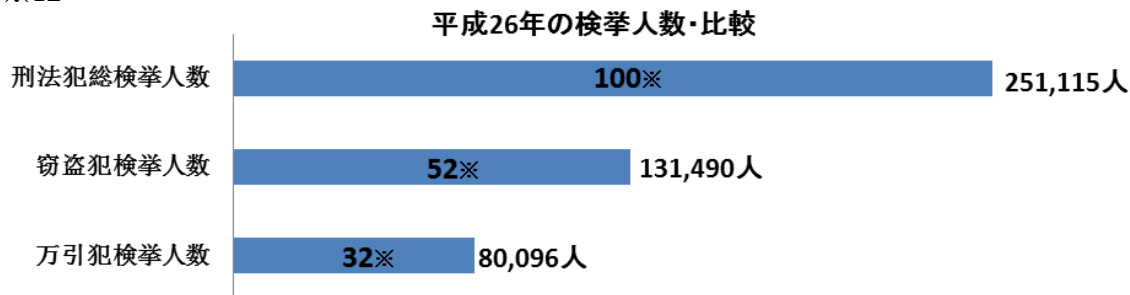
< <http://www.organizedretailcrime.com/legal-repository/state-orc-laws/new-jersey/>>。

※ORC とは Organized Retail Crime の略称名。組織的に小売店から大量に万引きを行う犯罪行為のこと。

※10 Shopkeeper's (privilage) Law について、もともとは、コモン・ローに由来する伝統的な法であるが、現代のアメリカでは、万引き犯に対する商店主の民事的な対応に関して、①捕獲した万引き犯の身柄拘束の限界、②誤って身柄拘束をしてしまった場合の訴訟に対する商店主の抗弁に加えて、③一定額の民事賠償を要求できる旨を規定している法の総称であり、各州法典に規定されているようである。このうち③に関して、たとえば以下のような規定がある。ニューヨーク州法典では、商店での窃盗 (larceny) に関して、商店主に対して、①市販可能状態で商品を原状回復できない場合の、1500 ドル以下の小売価格と、②500 ドルを超えない範囲での当該商品小売価格または 75 ドルの 5 倍を超えない額の罰金 (penalty) からなる民事責任を負う旨を定める (第 11-105 条)。また、カリフォルニア州には、盗品の費用に加えて 50 ドル以上 500 ドル以下の民事賠償を要求できる旨の規定があるようである。

※11 候補 平成 28 年 10 月 13 日 (木) ~14 日 (金) または 10 月 20 日 (木) ~21 日 (金)

※12



※上記は刑法犯総検挙数を 100 とした場合の割合。

なお、同年の万引検挙・補導人数の割合は青少年が 21.8%、成人が 45.1%、高齢者が 33.1%となっている。

同じく、同年の刑法犯認知件数総数 1,212,163 件に占める万引き認知件数 121,143 件は全体の 10%に達した。

6 海外のプレス情報

米国側よりリリースされた内容です。

<http://www.jcnnewswire.com/japanese/pressrelease/26276/3/>

世界的な防犯情報メディアの報道内容です。

<http://www.manboukikou.jp/pdf/situation242.pdf>